

岩手県告示第896号

平成30年11月13日付け岩手県報第11838号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年岩手県告示第846号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚101の2
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 舘下正幸

2 通知の内容を掲示した場所 軽米町役場